# 「国際化拠点整備事業費補助金 大学の世界展開力強化事業 アジア高等教育共同体(仮称)形成促進(国際質保証制度設計業務)」審査要項

「国際化拠点整備事業費補助金 大学の世界展開力強化事業 アジア高等教育共同体(仮称)形成促進(国際質保証制度設計業務)」に関する企画公募の審査は、この審査要項により行うものとする。

#### 1. 選定方法

提出された企画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が高いもの、又は、一定の条件を満たすものを選定する。

# 2. 審査方法

企画書に基づき、国際化拠点整備事業費補助金 大学の世界展開力強化事業 アジア高等教育共同体(仮称)形成促進(国際質保証制度設計業務)審査委員会(以下、「審査委員会」という)により審査を行う。

#### 3. 評価項目

次の①~⑦に関する計画が十分に立てられているか。

- ①アジアにおける大学間交流プログラムに対する共通質保証基準策定業務に関する計画
  - ・アジアの大学や大学間コンソーシアムを対象とする国際的な質保証に関するガイドラインなどを参考した共通質保証基準の項目となっているか。
  - ·「Asia for All」(仮称)が求めるプログラムの質と多様性を踏まえたものとなっているか。
  - ・ウィズコロナ、ポストコロナにおける大学間交流プログラムの在り方を考慮した内容となっているか。
  - ・ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループの枠組み等を活用しながら、アジア諸国における大学間交流プログラムの課題と優良事例を収集・把握する計画となっているか。
  - ・同種又は類似事業の実績(過去3例程度)はあるか。
  - 補助期間終了年度末までの実施計画が立案されているか。
- ②共通質保証基準(素案)に基づく認定審査及び経年審査の試行等業務に関する計画
  - ・認定審査及び経年審査の観点が明確なものとなっているか。
  - ・認定審査及び経年審査のスケジュール、実施体制が実効性のあるものとなっているか。
  - ・同種又は類似事業の実績(過去3例程度)はあるか。
  - ・補助期間終了年度末までの実施計画が立案されているか。
- ③アジアの質保証機関との協議・連絡調整に係る業務に関する計画
  - ・中国及び韓国の質保証機関との協議・連絡調整体制について実行性があるか。
  - ・ASEAN 等の質保証機関等との協議・連絡調整体制について実効性があるか。
  - ・中国及び韓国の質保証機関と共同で行う、令和3年度大学の世界展開力強化事業(キャンパ

ス・アジア第3モード)採択コンソーシアムの質保証に関する取組(モニタリング等)について実効性があるか。

進捗状況管理の方法及び体制は適切か。

### ④広報·普及業務

・共通質保証基準や認定審査の内容について、国内外の大学に普及発信する方法や体制が適切か。

## ⑤業務を確実に遂行するための管理体制

- 国が実施する大学の国際化のための取組に精通しているか。
- ・文部科学省との連絡調整・面談、大学等からの問合せ対応が常時可能な体制を有しているか。
- ・定款など法人の設置根拠において、当該法人の業務として、国が行う助成に係る高等教育に関する国際的な質保証業務が明確に規定されているか。
- ・キャンパス・アジアの共同モニタリングなど、高等教育に関する国際的な質保証業務を行った 実績があるか。
- ・業務を確実に行うに必要な人材を、組織の内外に保有しているか。
- ・業務遂行に当たっての責任体制等が明確となっているか。
- ・業務開始から補助期間終了までの間、業務を安定的に遂行できるだけの法人の財務基盤を有し、 経営等が良好であるか。

# ⑥業務を実施するための経費執行体制(経理事務体制)の整備

・補助金の執行・管理を行う体制が適切か。

#### ⑦業務に係る経費の使途、内訳

- ・業務に係る経費の使途は適切か。
- ・経費は真に必要なものに限られているか。

#### ⑧ワーク・ライフ・バランス等の推進

・ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組を実施しているか。

#### 4. 評価方法

評価は、上記3の①~⑦の各項目について、以下に掲げる評価基準による5段階評価とし、審査 委員会による評価結果を踏まえて総合的に判断する。

なお、必要に応じて業務の更なる充実に向けて期待される事項等についてコメントを付すことができるものとする。

# 【評価基準】

大変優れている=5点 優れている=4点 普通=3点

# 改善が望まれる点がある=2点 改善を要する点がある=1点

また、上記3の⑧については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等
  - ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=0.3点
  - ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=0.7点
  - ·認定段階3=1点
  - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.2点
- 〇次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)
  - くるみん認定=0.3点
  - ・プラチナくるみん認定=0.7点
- ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
  - ユースエール認定=0.7点
- ○上記に該当する認定等を有しない=○点